

協定項目の具体的な調整結果

協定項目	２４－２消防防災関係事業			
調整方針	○消防団については、支団制度により合併時に統合し、新市において３年を目途に組織の見直しを図る。 ・組織，報酬，出張手当，出場手当，行事，大会等は，<u>合併時まで</u>に調整する。 ○防災関係については，災害時に支障をきたさぬよう調整する。 ・防犯灯については，<u>合併時まで</u>に調整する。 ○県民交通災害事務については，<u>合併時まで</u>に調整する。			
項 目	現 況			行方市
	麻生町	北浦町	玉造町	
消防団	●行事，大会等 ・消防出初式（１月） ・防災訓練（９月） ・消防ポンプ町繰法競技大会（１０月）	●行事，大会等 ・消防出初式（１月） ・夏季訓練（９月） ・消防ポンプ町繰法競技大会（９月）	●行事，大会等 ・消防出初式（１月） ・夏季・教養訓練（７月） ・消防ポンプ町繰法競技大会（１０月）	【消防団】 ・行事，大会等は，平成１８年度より次のとおり統一する。 消防出初式及び夏季訓練，消防ポンプ繰法大会は，３支団あわせて一会場で実施する。

防災関係	●防犯灯 ・設置数：約 1,500 基 ・設置者：地元行政区 ・電気料：町負担	●防犯灯 ・設置数：703 基 ・設置者：町（修繕は地元行政区） ・電気料：町負担	●防犯灯 ・設置数：1,073 基 ・設置者：地元行政区 ・電気料：町負担	【防災関係】 ・防犯灯については，平成 1 8 年度より麻生町の例により統一する。 - 設置及び管理：地元行政区 - 電気料及び電球等消耗品：市負担
県民交通災害 事務	●県民交通災害事務 ・窓口：総務課 ・加入：交通安全母の会が加入促進（児童生徒も含む） ・加入補助：なし	●県民交通災害事務 ・窓口：町民課 ・加入：交通安全母の会が加入促進（児童生徒は学校でとりまとめ） ・加入補助：保,幼,小,中学生は，200 円 / 1 人（保護世帯は全額補助）	●県民交通災害事務 ・窓口：生活環境課 ・加入：区長（班長）が加入促進 ・加入補助：幼,小,中学生は半額（保護世帯は全額補助）	【県民交通災害事務】 ・合併時に窓口を総務課（室）防災交通係とする。 ・加入補助は，平成 1 8 年度より補助額を統一して実施する。